

平成30年4月1日

江戸川区施工能力審査型総合評価方式の本施行について

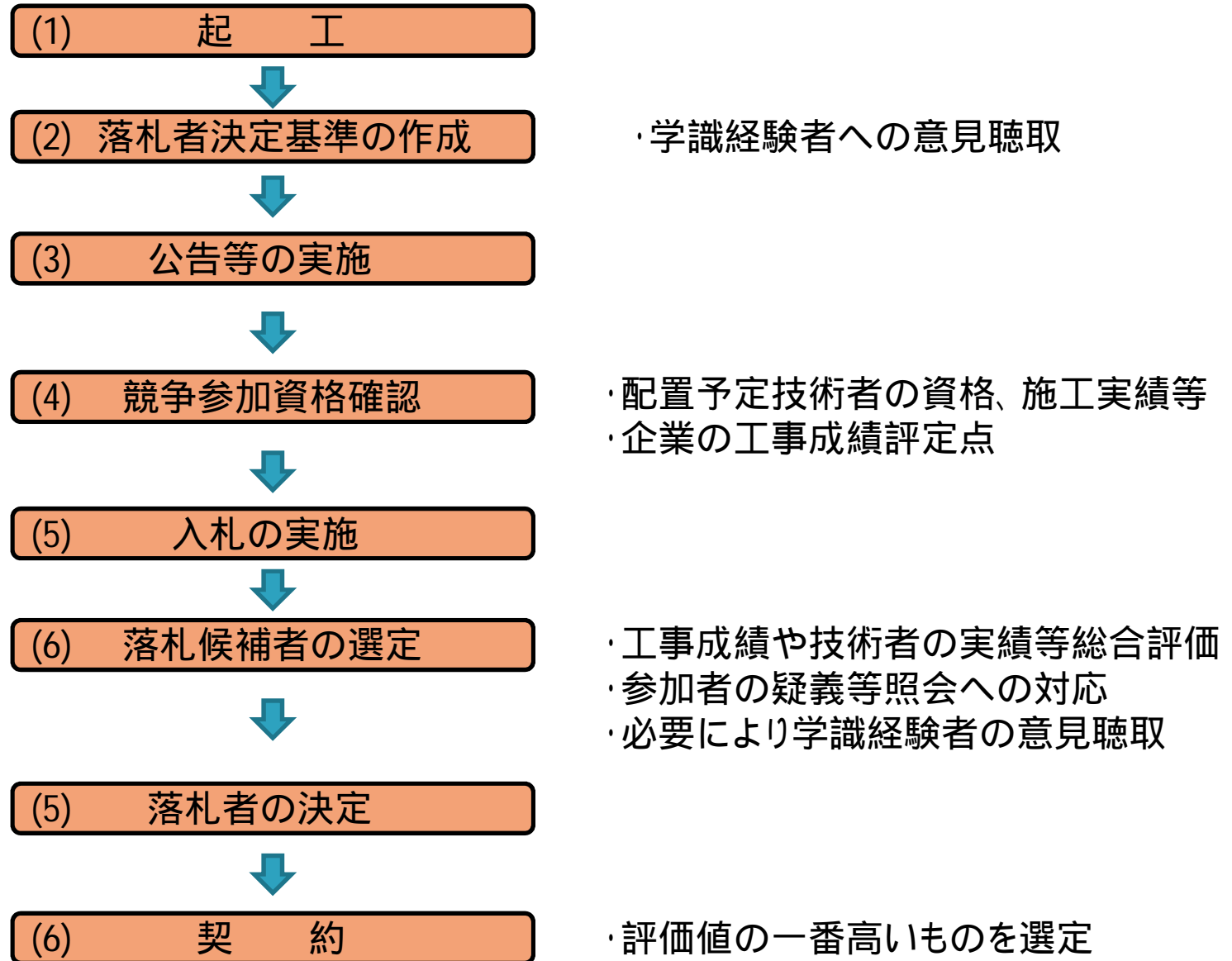
平成20年5月1日に試行を開始した施工能力審査型総合評価方式の入札については、平成30年4月1日より本施行いたします。制度の概要については別添「江戸川区施工能力審査型総合評価方式の概要」をご参照ください。

本施行に伴う主な変更点

- (1) 対象工事を予定価格2,500万円以上から3,500万円以上に変更（技術者専任案件）
- (2) 予定価格に関わらず低入札価格調査を適用（最低制限価格制度は適用しない）

江戸川区施工能力審査型 総合評価方式の概要

【総合評価方式のフロー】

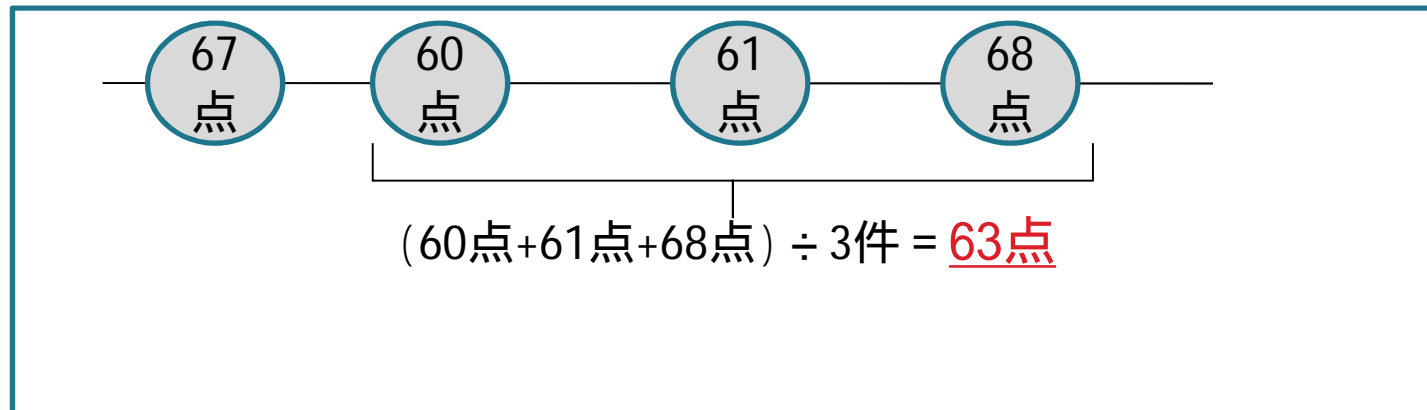


概 要

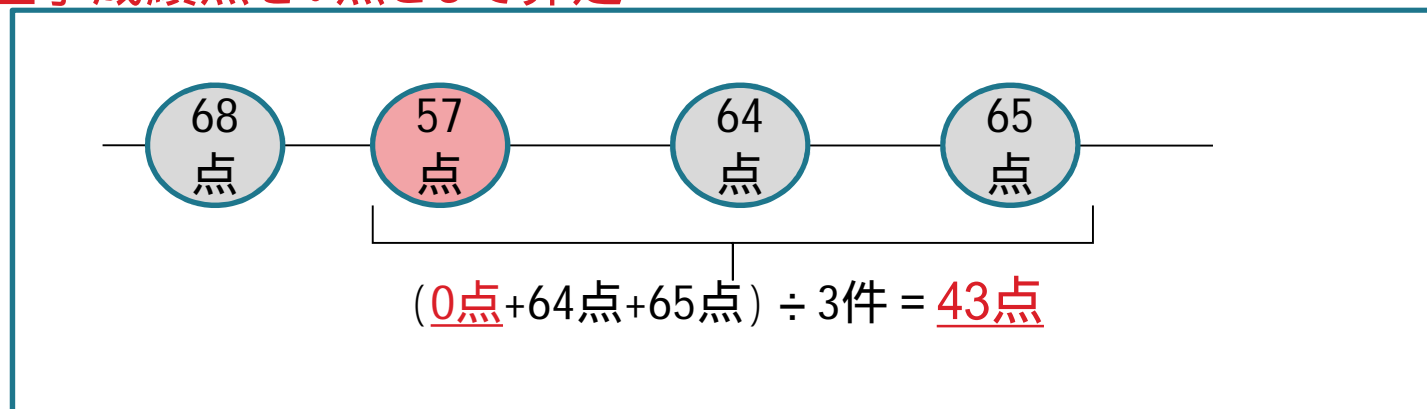
対象工事	原則として予定価格が、3千5百万円以上の工事
評価の方法	<p>【価格点】 + 【施工能力評価点】 = 【評価値】</p> <p>入札価格が予定価格の範囲内のもののうち、上記の【評価値】が最も高い者を落札者とする。 <u>ただし、入札価格が調査基準価格を下回った場合は適正な工事が可能か、低入札価格調査を実施する。</u></p>
価格点の算出方法	$90 \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$
施工能力評価点の評価項目・配点	<p>施工能力評価点の満点を33点とする (内訳)</p> <p>工事成績評価点……………26点満点 配置予定技術者の資格点… 3点満点 配置予定技術者の実績点… 4点満点</p>
学識経験者への意見聴取	<p>落札者決定基準を決める際、2人以上の学識経験者へ意見を聴かなければならない (落札者決定の際も必要に応じて意見聴取する)</p>

施工能力評価点の算出方法 工事成績評価点

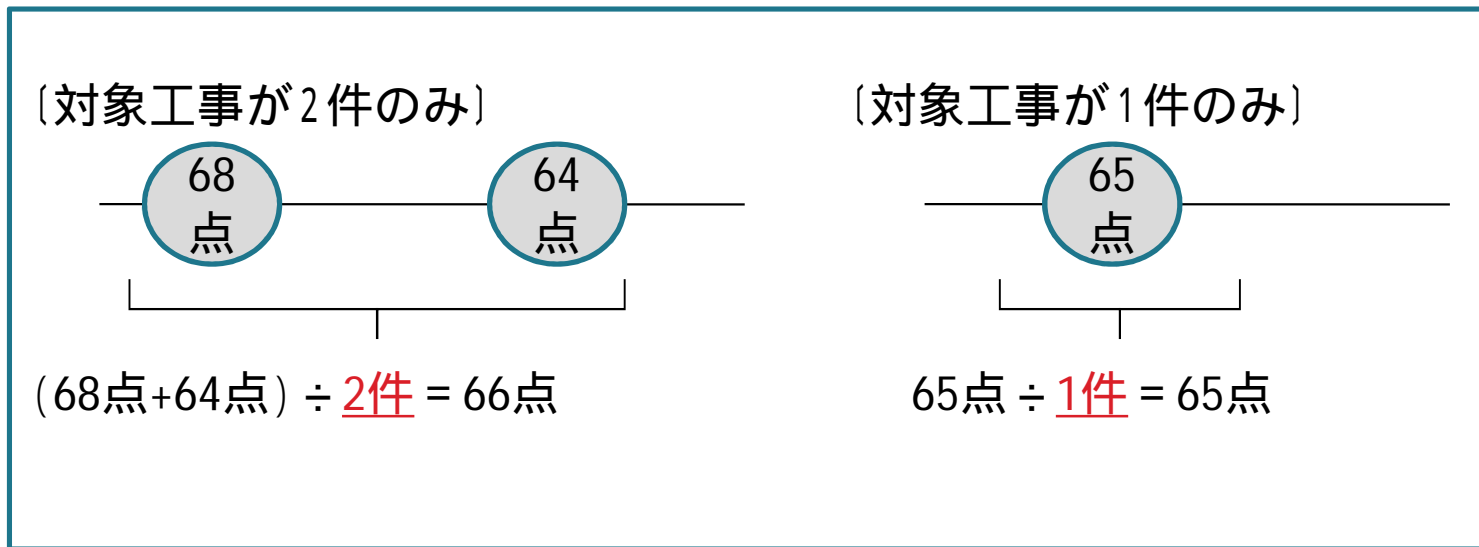
- 発注工事所属年度及びその前3年度内に完了した工事で発注業種と同種工事が対象
- そのうち竣工日を基準として直近3件までの工事の相加平均を算出



- 対象となる工事成績点のうち、60点未満のものがある場合は、当該工事成績点を0点として算定



- 対象となる工事が3件に満たない場合は、下記のとおり算定



- 対象となる工事が**無い者**の工事成績評価点は**0点**とする
- 対象となる工事成績点のうち、**最直近のものが60点未満である者は、施工能力審査型総合評価方式への入札参加を認めない**

工事成績評価点の算定表




【工事成績点の平均】	【工事成績評価点】
0点以上20点未満	0
20点以上30点未満	1
30点以上40点未満	2
40点以上50点未満	3
50点以上55点未満	4
55点以上60点未満	5
60点以上62.5点未満	10
62.5点以上65点未満	11
65点以上67.5点未満	12
67.5点以上70点未満	13
70点以上72.5点未満	15
72.5点以上75点未満	17
75点以上77.5点未満	19
77.5点以上80点未満	21
80点以上100点以下	26

施工能力評価点の算出方法

配置予定技術者の資格点
配置予定技術者の実績点

配置予定技術者の資格点……3点満点

当該発注工事の建設業法上の業種について

- ・1級技術者  3点
- ・2級技術者  2点
- ・その他の技術者  1点

配置予定技術者の実績点……4点満点

CORINSの工事区分で当該発注工事と同一の工種の工事で、高さ、長さ、面積等の規模や請負金額等が当該発注工事と同程度以上のものを「同種工事」、当該発注工事よりも小さいものの経験として有用なものを「類似工事」とする。

配置予定技術者が「同種工事」について

- ・ 監理技術者として関わった場合 → 4点
- ・ 主任技術者 " → 3点
- ・ 担当技術者 " → 2点

配置予定技術者が「類似工事」について

- ・ 監理技術者として関わった場合 → 3点
- ・ 主任技術者 " → 2点
- ・ 担当技術者 " → 1点

配置予定技術者の実績点は、CORINSに登録されたデータから算定する